

【都市・地域再生等利用区域の指定】

大阪府では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）の改正（平成 23 年 3 月 8 日付け国河政第 135 号通知）を踏まえ、大阪府における「河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例に関する取扱いについて」（平成 23 年 7 月 15 日から施行）に基づき、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川 旧淀川（安治川）の河川区域内で、下記 4 の図に示す区域。

(2) 安治川右岸（船津橋下流）の位置づけ

安治川の船津橋下流の本エリアは、中之島の兩岸を流れる堂島川と土佐堀川が合流し大阪湾へと向かう、中之島の西の剣先に位置し、周辺には大阪市中央卸売市場本場や川口旧居留地などがある場所で、海と川とまちの結節点として、まさに水都大阪の玄関口となっている。

また、歴史的にも大阪開港の地で水都大阪の重要拠点のひとつである本エリアを含む安治川右岸・左岸は、水辺のにぎわいづくりを目指し、様々な社会実験を関係機関と連携協力し開催してきている。

こうした立地条件や、社会実験等の成果をもとに、一時的なイベントから日常的な取り組みを行うため、当該エリアの特性を活かしたサービスや魅力を最大限提供した、都心では全国で初めてという「海の駅」としての整備・登録を行うことにより、恒常的なにぎわいの場として、周辺地域も含めた活性化が期待できる。

こうした状況を踏まえて、安治川右岸（船津橋下流）エリアは今後とも水都大阪の拠点として期待される地域である。

(3) 指定年月日

平成 28 年 2 月 19 日

2 都市・地域再生等占有方針

都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けられることができる施設

占有施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等、日よけ、船上食事施設、

突出看板、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設とする。

3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、上記「安治川右岸（船津橋下流）の位置づけ」を踏まえて河川敷地の利用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第1号に掲げる者とする。

なお、当該区域において船着場、船舶係留施設もしくは船上食事施設等を設置する場合は、船舶の航行等に十分配慮するものとする。

4 区域の範囲

当該区域の範囲については、旧淀川（安治川）右岸の船津橋下流330mとする。

【安治川右岸（船津橋下流）エリア】

